

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品の賃貸借に関する契約
- (2) 賃貸借契約を伴う物品の維持管理に関する業務委託契約
- (3) 施設の清掃、保守点検等の維持管理に関する業務委託契約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(契約期間の限度)

第3条 長期継続契約ができる契約の期間は、6年以内とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。